

「県民向けの県内旅行・宿泊代金割引及びクーポン券配布事業」 前売り宿泊券・旅行券発行支援 実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、兵庫県（以下「県」という。）が実施する「県民向けの県内旅行・宿泊代金割引及びクーポン券配布事業」（以下「本事業」という。）のうち、前売り宿泊券・旅行券の発行支援について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 新型コロナの影響を受けた県内に施設を有する宿泊事業者及び販売店舗を有する旅行事業者が取り組む「前売り宿泊券・旅行券」（以下「前売券」という。）の発行・販売を支援し、将来の旅行・宿泊需要の確保による事業の継続を図る。

（事務の内容）

第3条 本事業では、県内在住の方の県内旅行を対象とした旅行・宿泊代金割引の実施手法として、前売券発行方式にて販売を行う事業者に対し、割引額を支援金として交付する。

（事務の取扱い）

第4条 前売券の発行支援の事務については、別途制定する「県民向けの県内旅行・宿泊代金割引及びクーポン券配布事業 実施要領」第3条に規定する事務局が取扱う。ただし、前売券は感染状況に関わらず販売が可能であることから、先行して県が参画事業者の募集・登録、各事業者による販売が始まるまでの業務を行ったうえで、その後の進行管理・実績報告・精算関連業務を事務局に引き継ぐものとする。

（定義）

第5条 この要領に規定する前売券は、額面2,000円及び額面10,000円の2券種とし、第7条に定める交付対象者が発行及び販売する券をいう。

（対象期間）

第6条 本事業の対象期間は、別途制定する「県民向けの県内旅行・宿泊代金割引及びクーポン券配布事業 実施要領」第5条に準じる。

2 前項に規定する対象期間内において、交付対象者による独自の利用期間の設定を認める。

（支援対象者）

第7条 支援の対象となる事業者（以下「対象事業者」）は、県内に販売店舗を有する旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づき登録を受けた旅行事業者（以下、「旅行事業者」という。）、県内に施設を有する旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項により許可を受けた者及び住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者で、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を営業する者を除く者（以下「宿泊事業者」という。）であって、事務局（県が別途指定する日までは県）に本事業への参画申し込みを行い、登録された者とする。

2 宿泊事業者においては、県・（公社）ひょうご観光本部が推進する感染防止対策の取組み「ひょうご安心旅」への参画及び実践状況の報告を行うことを要件とする。

（前売券の利用対象）

第8条 前売券の利用対象商品は、別途制定する「県民向けの県内旅行・宿泊代金割引及びクーポン券配布事業 実施要領」第7条に規定する対象商品に準じ、前売券を販売した事業者においてのみ利用できるものとする。

（前売券発行時の周知事項）

第9条 前売券の発行にあたっては、以下の内容を購入者に必ず周知すること。

- ① 発行日から有効期限までの期間のうち、兵庫県内における新型コロナウイルス感染状況が「ステージⅡ相当以下」期間中の旅行・宿泊に限り利用可能であること
- ② 休館・休業・緊急事態宣言・まん延防止措置発令等により利用できない場合があること
- ③ GoToトラベル及び県が実施予定の前売り方式でない「旅行・宿泊代金割引」との併用はできないこと
- ④ その他の割引やクーポン券との併用の可否は施設によって異なること
- ⑤ 発行店舗・施設でのみ利用可能であること
- ⑥ 現金との引換えはしないこと
- ⑦ 釣り銭は出ないこと（額面以下の支払いには利用できないこと）
- ⑧ 営利目的による転売の禁止
- ⑨ 発行事業者名及び連絡先
- ⑩ 販売した前売り券を購入者が実際に使用することができず、利用対象期間を経過した場合に被った損害について、兵庫県は責任を負わないこと

（支援金対象経費）

第10条 前売券の支援対象経費は、令和3年8月31日（火）までに販売され、12月31日（金）まで（宿泊については、令和4年1月1日（土）チェックアウトまで）に利用された前売券のうち、額面2,000円の場合は1枚あたり1,000円、額面10,000円の場合は1枚あたり5,000円とする。

（前売券の発行上限）

第11条 原則として1事業者1回あたりの販売上限は、額面合計200万円とする。

（前売券の利用上限）

第12条 前売券の利用については、1人泊あたり額面2,000円の場合は5枚まで、額面10,000円の場合は1枚までとする。ただし、額面2,000円の場合は1枚のみでの使用は不可とする。

2 1旅行あたりの利用上限泊数は5泊までとする。

（前売支援金の交付対象者の責務等）

第13条 前売支援金の交付対象者が遵守しなければならない事項は、別途制定する「県民向けの県内旅行・宿泊代金割引及びクーポン券配布事業 実施要領」第8条に準じる。

（対象事業者の登録申込）

第14条 対象事業者となろうとする者は、別に定める日までに「参加申込書（前売券様式1）」を

事務局（県が別途指定する日までは県）へ提出しなければならない。

（対象事業者の指定）

第15条 事務局（県が別途指定する日までは県）は、参加申込書の内容を確認したうえで対象事業者として登録し、「対象事業者一覧表」を県ホームページに掲載する。

2 申請書類を審査した結果、対象事業者の登録を行わない場合には、登録しない旨を通知する。

（実績報告）

第16条 対象事業者は、当該事業の全てが完了したときは、次に掲げる書類を別に定める日までに事務局に提出しなければならない。

- （1）実績報告書（前売券様式2）
- （2）実績入力台帳（別記様式）
- （3）前売券利用確認書（前売券様式3）
- （4）前売券販売・利用台帳（前売券様式4）
- （5）利用実績の確認書類（任意様式／宿泊証明書、宿泊施設との精算に基づく精算書 等）
- （6）発行した前売り券の見本（またはそれに類するもの）

（支援金の請求）

第17条 対象事業者は、前条の実績報告書にあわせて「支援金請求書兼委任状（前売券様式5）」を別に定める日までに事務局に提出することとする。

（月次報告）

第18条 対象事業者は、前売券の販売実績を「前売券販売・利用台帳（前売券様式4）」により、事務局（県が別途指定する日までは県）が別途指定する日までに事務局（県が別途指定する日までは県）に報告しなければならない。

2 対象事業者は、6月以降の毎月末時点で全ての事業が完了していない場合、事務局が別に定めるところに従い、「支援金月次報告書（前売券様式6）」により、次に掲げる書類を添えて、事務局に提出しなければならない。

- （1）実績報告書（前売券様式2）
- （2）実績入力台帳（別記様式）
- （3）前売券利用確認書（前売券様式3）
- （4）前売券販売・利用台帳（前売券様式4）
- （5）利用実績の確認書類（任意様式／宿泊証明書、宿泊施設との精算に基づく精算書 等）

3 前項の規定について、前売券の利用実績がない場合は月次報告は不要とする。

（月次請求）

第19条 対象事業者は、前条の月次報告にあわせて「支援金月次請求書兼委任状（前売券様式7）」を提出することができる。

（支援金の支払等）

第20条 事務局は、第14条の規定による支援金の請求があった場合、第13条第1号から第6号に掲げる書類、請求内容を確認のうえ、適正な請求書を受理したときは、速やかに対象事業者に支援金を支払うものとする。

(状況報告及び調査)

第21条 県及び事務局は、必要に応じて対象事業者から状況報告を求めることができ、またその報告に対して調査することができる。

(支援金の支払停止)

第22条 県及び事務局は、対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な登録申請、請求を行った場合、支援金の全部又は一部の支払を停止することができる。

(支援金の返還)

第23条 県及び事務局は、対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な登録申請、請求を行った場合、支払済みの支援金についてその返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた対象事業者は、県が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

(不正利用の防止)

第24条 事務局及び対象事業者は、不正利用の防止措置を講じなければならない。

(雑則)

第25条 県は、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

2 本要領にて指定する各種様式について、必要要件を満たしていると県が認める場合においては、事務局ごとの実情に応じた独自様式等の運用を認める。

3 この要領に定めのない事項が発生した場合、県と事務局で協議の上、決定する。

附 則

この要領は、令和3年6月14日から施行する。